

仙台市市立病院職員の被服貸与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月二十六日

仙台市病院事業管理者 奥田光崇

仙台市市立病院職員の被服貸与に関する規程の一部を改正する規程

仙台市市立病院職員の被服貸与に関する規程（平成元年仙台市病院規程第十七号）の一部を次のように改正する。

現 行					改正後				
（臨時職員等に対する被服貸与） 第十条 臨時又は非常勤の職員に対しては、その職務遂行上必要と認められる範囲内で、 <b>別に定めるところにより</b> 被服を貸与するものとする。 別表（第二条関係）					（臨時職員等に対する被服貸与） 第十条 臨時又は非常勤の職員に対しては、その職務遂行上必要と認められる範囲内で、 <b>被服を貸与される職員に準じて</b> 被服を貸与するものとする。 別表（第二条関係）				
項	被服を貸与される職員	品目	数量の上限	備考	項	被服を貸与される職員	品目	数量の上限	備考
1	医師，薬剤師，診療放射線技師，臨床検査技師，臨床工学技士，歯科衛生士（男性）， <b>歯科技工士</b> ，看護師（男性），理学療法士，作業療法士 <b>及び</b> 言語聴覚士	白衣 <b>夏用診療衣</b> ズボン 看護靴	7 7 7 2	看護靴は歯科衛生士（男性）及び看護師（男性）に限る。	1	医師， <b>歯科医師</b> ，薬剤師，診療放射線技師，臨床検査技師，臨床工学技士， <b>臨床工学技士補助</b> ，歯科衛生士（男性），看護師（男性），理学療法士，作業療法士，言語聴覚士， <b>視能訓練士及び救急救命士</b>	白衣 <b>上衣</b> ズボン 看護靴	7 7 7 1	看護靴は歯科衛生士（男性）及び看護師（男性）に限る。
2	栄養士	白衣 <b>[新設]</b> <b>[新設]</b> ズボン ゴム長靴 短靴	7  7 2 2		2	栄養士 <b>及び管理栄養士</b>	白衣 <b>上衣</b> ズボン ゴム長靴 短靴	7 7 7 2	
3	歯科衛生士（女性），助産師，看護師（女性） <b>及び</b> 准看護師	<b>看護衣</b> <b>予防衣</b> 看護靴	7 4 2	<b>看護衣1着</b> に代えて <b>看護衣上衣1着及びズボン1着</b> を貸与することができる。	3	歯科衛生士（女性），助産師，看護師（女性）， <b>准看護師，看護補助者及び病棟保育士</b>	<b>上衣</b> <b>ズボン</b> 看護靴	7 7 1	<b>上衣1着及びズボン1本</b> に代えて <b>看護衣1着</b> を貸与することができる。 <b>看護靴は病棟保育士を除く。</b>
4	乗用自動車の運転手	夏服 防寒衣 作業服 ゴム長靴	1 1 1 1		4	乗用自動車の運転手	夏服 防寒衣 作業服 ゴム長靴	1 1 1 1	
5	財産管理課施設係に勤務する技術職員及び技能職員	作業服 夏用作業上衣 <b>[新設]</b> <b>[新設]</b> 布靴 安全靴 防寒衣	1 2  1 1 1	作業服及び夏用作業上衣は、耐熱及び帯電防止仕様とする。安全靴及び布靴は帯電防止仕様とすることができる。	5	財産管理課施設係に勤務する技術職員及び技能職員	作業服 夏用作業上衣 <b>ズボン</b> 布靴 安全靴 防寒衣	1 2  1 1 1	作業服及び夏用作業上衣は、耐熱及び帯電防止仕様とする。安全靴及び布靴は帯電防止仕様とすることができる。
6	その他の職員	白衣	<b>1</b>	白衣に代えて作業上衣 <b>1着</b> を貸与することができる。	6	その他の職員	白衣 <b>看護靴</b>	<b>2</b> <b>1</b>	白衣に代えて作業上衣 <b>2着</b> を貸与することができる。 <b>看護靴は業務内容により必要に応じて貸与する。</b>

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。